

原子力規制委員会記者会見録

- 日時：令和2年9月23日（水）
- 場所：原子力規制委員会庁舎 13階B・C・D会議室
- 対応：更田委員長

<質疑応答>

○司会 それでは、定刻になりましたので、ただいまから9月23日の原子力規制委員会定例会見を始めます。

皆様からの質問をお受けします。いつものとおり、所属とお名前をおっしゃってから質問のほうをお願いいたします。質問のある方は手を挙げてください。

では、ヨシノさん。

○記者 テレビ朝日のヨシノです。

今日の定例会で柏崎刈羽の保安規定が了承されたという形になりまして、若干時間が、いろいろなやり取りがあつて時間がかかったかと思うのですが、このことの今の現状の受け止めをお願いします。

○更田委員長 そうですね、時間がかかった、特に時間がかかったとは認識をしていなくて、最後の段階で8月20日に委員会に上がって、伴委員からの指摘があつて、それで3週間ぐらいですか、時間経過しましたがけれども、保安規定の審査全体としては、特に、通常のものに加えて7項目についての議論もあつたわけですがけれども、他のサイトの保安規定と比較しても、特段時間がかかったというふうには認識をしてはいません。

ただ、事故の当事者である東京電力が事業者であるだけに密な議論はしてきたのだろうというふうに認識をしています。

○記者 そうすると、柏崎刈羽原発の7号機に関しましては、少なくとも国の審査はこれで終了したという認識でよろしいのでしょうか。

○更田委員長 失礼しました、いわゆる審査と呼んでいるものに3ステップがあると、設置変更許可に係る議論、それから設工認ですね、7号機については設工認、6に比べて7が先行をしている。さらに、保安規定の認可ということに至れば、これは専決ですがけれども、この手続が終われば、審査に相当する部分というのは、おっしゃるような一つのステップを終えたことになるのだらうと思います。

今後、使用前確認であるとか、そういった確認作業、それから確認の中には訓練のような要素も含まれますので、そういったものを一つ一つ踏んでいくという形にならうと思います。

○記者 すみません、聞いたところでは工認についての補正というものもあり、そういうものも全部含めると、どのくらいの時間があとかかるものなののでしょうか。

○更田委員長 どうですかね、ちょっと時間的には読みにくいですがけれども、どうでしょ

う、年内には、遅くとも年内には先ほど申し上げた三つの要素については作業が進むのだというふうに思っています。

○記者 私は最後にしますけれども、やはり、7項目というものが一つポイントで挙がっていて、その中には廃炉をやり遂げるとか、社長が安全の責任者であるといった、その自身が、これが守られているのか守られていないのかとか、あと、それがそれを判断した上で、それには罰則があるのかどうかというようなことも、ちょっと私は何度もいろいろ取材してもよく分からない点があるのですけれども、この点についての委員長の御認識をちょっとお伺いしたいのですが。

○更田委員長 保安規定というのは、保安規定以外にも原子力発電所の運用する上で、事業者はいわゆるマニュアルに相当するものであるとか、行動規範であるとか、様々なものを文章化して持っています。保安規定に記された内容というのは、そういった下位文書という言葉が正しいかどうか分からないけれども、様々な文章に対する拘束力というのかな、抑止力というのかな、保安規定の中でそういった社としての姿勢であるとか、方向、社として考えることを保安規定に掲げることが、そういった様々なマニュアルであるとか手順書、そういったものに反映をされていく、そこに意味があるのだと思います。

ですから、私たちが7項目の約束、7項目の内容について、保安規定がどういう役割を果たしていくかという中で期待をしたのは、そこで明確な言葉で方向を示すことが、その他の文書や、あるいは発電所で働く方々の姿勢に対して影響を与えていくということを期待したのであって、おっしゃるように、罰則を取るために保安規定の項目を定めているわけではないので、もちろん保安規定の中には、その保安規定違反に当たるようなものが明確な水準を示して記されているものはある一方で、保安規定の役割はそれだけではなくて、社として施設を運用していく上での方向や姿勢というものを明記していくというのも、一つの保安規定の役割だというふうに考えています。

○記者 すみません、これで最後にしますけど、そうすると、その7項目はペナルティーを取るものではなくて、理念を掲げさせたものだという認識でよろしいですか。

○更田委員長 そうですね、ペナルティーを念頭に置いて約束を求めたというものではないですけれども、一方で、これは当然のことながら、東京電力が明らかに信義にもとるような行動があれば、これは別に保安規定違反に限らず、原子力規制委員会は強く指導していくし、そこで法的な手続の上で何に強制力を持たせるかというのは、ケース・バイ・ケースであろうとは思いますが、先ほど抑止力という言葉を使いましたが、東京電力のビヘイビアを監視していく上で、あの7つの項目が保安規定に明記されているということは、価値があるというふうに考えています。

○司会 ほかにございますでしょうか。

横のユイさん。

○記者 新潟日報のユイと申します。

先ほどの質問とちょっと関連するのですけれども、そうしますと、その保安規定が守られているかどうかを確認するという、その難しさについては委員長も以前の会見で言及されていたかと思うのですけれども、科学的・技術的データから7項目の遵守をその時々、タイムリーに確認していくということは不可能なのでしょうか。

○更田委員長 明らかに7項目の約束に記されているものは、その全てが科学的、技術的なものではありませんね。それは今日の委員会での議論もありましたけど、安全文化と称するものだってそうですね。施設に対する審査というのは、科学的かつ技術的な議論に終始をするわけですけれども、施設を運用するのは人ですから、どうしても人の行動や人の姿勢、組織の姿勢に関しては、これは科学的・技術的な範囲を超えたものが求められる。それから、品質保証や品質管理だって、そういった側面があるだろうと思います。

理屈を言えば、どこまでが科学だというのは、人文科学、社会科学という言い方があるわけであって、人によって捉え方が違う部分というのがあるだろうと思いますけど、特に7項目の部分に関して言えば、おっしゃるように、今までも議論があったように、白とか黒とかつけにくいものであるというのは事実だと思います。であるからこそ、そういったものであるからこそ、一方で保安規定に明記されたことに意味があるのだろうというふうに思います。

○記者 すみません、先ほど委員長がおっしゃった最後の「だからこそ意味がある」というところが、ちょっと理解できないのですけど。

○更田委員長 保安規定を、もし仮に罰則を取るためのものであるとか、そういったものであるのだったら、そこに書かれているものは白黒がつけられるものを列記する形になるわけですけれども、そうではなくて、姿勢であるとか、安全文化の遵守といったものを、これはなかなか白黒付け難いものであるのは事実だけれども、そういった内容にまで踏み込んで保安規定に記されているということが、私は一定の価値があるのだろうと思っています。

○記者 確認なのですけれども、それは事故を起こした当事者が東電だからという理由からですよ。

○更田委員長 全ての事業者に対して求めることは同じですけれども、ただし、やはり東京電力は事故の当事者という意味では、現在進行中の大変困難な福島第一原子力発電所の廃炉作業を抱えている当事者であるからこそ、そこには柏崎刈羽原子力発電所の保安規定ではあるけれども、同じ主体が運用するだけに、求められるものがほかと全く同じにはならないだろうというふうに規制委員会は考えてきたところです。

○記者 先ほど委員長からも安全への姿勢を盛り込むことの意義というお話がありましたけれども、ただその過程、この保安規定を作っていく過程について、2度大幅な修正を求めた過程があったと思うのですけれども、その過程を見て、東電の安全に対する姿勢について問題はなかったのか、東電という組織が信頼できるとお考えでしょうか。

○更田委員長 それは審査でのやり取りで、事業者の主体性であるとか、信頼できるかどうかをそれだけで図るというのは簡単なことではないと思います。ただ、率直な印象から言うと、最初に出てきたものというのは、首をかしげざるを得なかった、だけれども、指摘をしたときのレスポンスというのは的確なレスポンスが得られたとあっていて、東京電力は、規制委員会がある種明確なメッセージや明確な意向を示したときのレスポンスというのは、割と正確なのです。ですから、そういった意味での力というのは、能力というのは高いのだろうというふうに思います。

ただ、間もなく事故後10年を迎えるわけですが、東京電力の姿勢に対して、姿勢を問い続ける、それから規制委員会だけが監視をするわけではなくて、社会や様々なステークホルダーからの監視があるわけですが、それは10年目を迎えるからといって決して変わるものではないし、今の時点での私たちは、例えば今年に入ってからであるとか、最近の東京電力に対して手応えというのは、その都度測りつつありますけれども、決して私たちは東京電力を見ていく姿勢というのは事故の直後から、私自身としては温度を下げないようにというふうに心がけているつもりですし、そこが重要なのだろうと思っています。難しさは東京電力だけではなくて、規制当局にもあって、どれだけ初心を忘れずに当事者である東京電力を見ていくことができるかというのは、人も変わってくるし、そういった意味で委員会としての努力というのは、温度を下げないように、東京電力に対する見る目を緩めないようにというのは、心がけていきたいというふうに思います。

○司会 そのほか、ございますでしょうか。

では、真ん中、フジオカさん。

○記者 NHKのフジオカです。

すみません、質問が若干重複するところはあるかもしれませんが、同じ保安規定の関係なのですけれども、この日、設置変更許可のときからずっと続いている議論が、ようやく一山というところだと思うのですけれども、設置変更許可のときにも、東京電力が原発を運営する適格性については担保されているということも、一応言及されたと思うのですが、この保安規定の中でも改めてその担保が強まったというふうにお考えでしょうか。

○更田委員長 強まったというか、コンシステント、設置許可の際の議論が的確に保安規定に反映できたということなのだろうと思うのです。強めたかどうかというよりは、やっぱり設置変更許可のときの議論はそれとして意味があるし、ただ、そのときの議論ややり取りを違えるものにならないように保安規定を整えることができたというのが今の段階だというふうに思っています。

○記者 そうなりますと、的確に反映できた段階であって、重要なのは、これからどう身を入れていくかということだと思うのですが、そこに対して規制委員会としてはど

のように関わっていくかというところのお考えを現時点で伺えますか。

- 更田委員長 私が難しいと思っているのは、例えば適格性にしても、それから正しい姿勢、向かう道のりにしても、高みに上がっていく一方通行だけではないのですよね。例えば人だってそうですけど、一旦引き締まって、一旦きちんと、例えば大きな災害に結びつくようなことがあって、強くそれを反省して、組織が引き締まって、様々な文章等も整って、だんだん高い水準に上がっていく。ただし、それは一旦上がったら、もう下がらないというものではなくて、一方通行であれば、ここまで来ている、更にそれを上げましょうというふうに見ていけばいいわけだけど、一旦高みに上がったからといって、その組織が少なくともそれ以下には下がらないというわけでは決してないので、少なくとも、私たちは設置変更許可、保安規定の審査を通じて東京電力の能力であるとか、姿勢というものが柏崎刈羽原子力発電所を運用するのに十分なものであるかどうかという点について、議論をしてきたし、東京電力の姿勢や能力を測ってきたわけだけど、たとえそれが全て許認可のプロセスを経たとしても、いつの日か振り返ったときには落ちている可能性だってあるわけで、そういった意味で能力であるとか、姿勢、規範意識といったようなものというのは、決して一方通行のものではなくて、下がってしまうこともあり得るものだから、そこが難しいところなのだと思います。

確かに、今、柏崎刈羽に関して言えば、これから彼らは再起動しようとしている段階であって、組織としては引き締まっていてむしろ当然なのだけど、仮に再稼働となったとしても、それが長期間にわたって、運用期間中にわたって維持されるかどうか、再び緩むことがないかどうか、それから、欠けはないかどうかと常に探し続けるような姿勢というのが保たれるかどうかというところは、これは東京電力にとって大きなチャレンジではあるし、規制当局にとってもそれを監視するというの大きなチャレンジだというふうに思っています。

- 記者 すみません、1点、仮にという前提で恐縮なのですが、今回、その議論、主に東京電力の保安規定に対して交わされてきた議論だったと思うのですが、例えば議論の中で見えてきたポイントであったりとか、そういったことをほかの電力との審査の中で少し反映していくであったりとか、共通するような話題として議論していくようなことというのは考えられるのでしょうか。

- 更田委員長 まずは事業者の主体性のほうを期待したい。保安規定の議論を通じて、私たちは各社、各サイトに対する審査を公開でやっているわけですから、他の事業者にしても、これいいねと思えばそれを採用すればいいわけで、事業者が考える前に規制当局がこれはいいからと言って、水平展開をかけて、ほかの保安規定なり、ほかの審査に対してというのは、それこそ安全文化として決して優れたものではなくて、まず個々の審査や個々の許認可でグッドプラクティスがあれば、それを取り入れようとする各社の主体性のほうをまず求めたいと思います。

○司会 ほかに御質問ございますでしょうか。

では、マツヌマさんで、その後一番後ろ、ワタライさんに行きます。

○記者 アカハタのマツヌマです。

保安規定なのですけれども、ちょっと視点が違うのかもしれないのですけど、この間の議論をずっと聞いていて、東電の7項目に関しては事故を起こした当事者として当然とは思うのですけれども、一方で、廃炉とかそういうのは東電オリジナルということは分かるのですけれども、社長の責任とかという議論を見ていると、これは原子力の事業者として最低限必要なことなのではないかと、この間の議論を見ていると、結局業務プロセスを具体化するであるとか、結構、確認に手間取って、最終的には弁護士さんの文章が出てくるということで、審査会合の中では事故があったときに、社長さんに過失責任を問えるようなものにする必要があるのだということがあったわけですが、そうしますと、今回いろいろして、十分なものだということで確認されたようだけれども、そうすると他社の保安規定においてはこれほどの確認はしていないわけですね。ちょっと疑問に思ったのは、他社の保安規定では、社長の責任、つまり、もし事故があったときに、過失責任が問えるだけの十分なものになっていると、この辺について、委員長はどう感じていらっしゃるのか、東電の議論を経過して。

○更田委員長 そうですね、恐らく二元論ではないというか、例えば事故のありようにもよるので、どのような起因で、どのような事故で、どのような結果でというものにもよるので、ケースによって社長の責任を問える、問えない、それから、社長の責任についてチェックできるようになっているかというのは、なかなか○×で、白黒でお答えしにくいところはあるけれども、ただ、私は他社の保安規定、他サイトの保安規定でも、今回の柏崎刈羽の保安規定での議論に学んでもらえる部分というのはあるのだろうと思っています。

それから、透明性というのは、透明性や意思決定のプロセスを記録をしたり、それから、外部から見えるようにするという事は、必ずしも責任を追及される、圧力を高めるだけではなくて、身のあかしを立てるためのものでもあるのです。私は原子力規制委員会の運用で、これはもう身にしみているけど、透明性って自らを守るものでもあるのです。ここでこう言っています、ここにこう書いています、それが全て公開をされているということが、どれだけ原子力規制委員会や原子力規制庁を助けているか、そういった意味で、私はちょっと他社に対するメッセージになってしまいますけれども、意思決定のプロセスやトップマネジメントに対して、どういう情報がどういう形で上がっていくかというようなことが、必ずしも保安規定に書かなくてもいいですけど、実際、それを実行していればそれでいいわけですが、意思決定のプロセスの記録であるとか、トップマネジメントの責任のありようというようなものは、幾つも他社にとって学び得るところがあるだろうというふうに思っています。

○記者 すみません、学び得ると言ったところで、具体的に、例えば他社に対しても、平

行展開という大変ですけども、もう少し他社のものもどうなのかという目で、もう一度見直してみても、必要な場合は要求してみても、そういった御意思はいいがでしょうか。

○更田委員長 先ほどのフジオカさんに対する回答とこれは重なってしまうのですが、できれば私はそれをやりたくない。事業者が、運用者がやろうと考える前に、もう規制当局が水平展開をかけて、例えば見て御覧、柏崎刈羽の保安規定、ここがとてもしいから、ここを真似たらというような口出しをするのって、恐らくいつまでたってもそれでは原子力施設を運用するものの安全文化であるとかって向上していかない。

ちょっと偉そうな言い方になるけれども、事業者、原子力施設を運用する主体性を高めて、自らの言葉で発信をして、自らがリードする形で改善を進めていくという、それこそが望ましい在り方で、いつまでたってもほかが全く変わらないということだったら、それは、あるいは規制当局の中で議論を始めるということはあるかもしれないけれど、私は、まず各社が自らのこととして引き寄せてどう考えているかという、その様子を見てみたいというふうに思っています。

○記者 委員長の希望はよく分かったのですが、どのくらい御覧になるというのはあるのですか。余り何でも、つまり動いている原発に関して言えば、情報、東電で言えば情報をどういうふうに保管するかとか、そういうところも今回決まったわけで、そういったところがもしちゃんとしていなかった場合に、中で、もし万が一事故が起きて、この対策が取られなかった責任はどこにあるのだいというのが分かりませんというような事態があってはいけないと思うのですよね。その辺、どの程度まで待たれるのかなという。

○更田委員長 これは先ほどの答えと重なりますけれども、どういった事故かにもよるところがあるので、一概には言えないし、じゃあどのくらいのスパンで考えたときに、私は、改善はどのタイミングでもできるように、制度として必ずしも許認可を伴うような形ではなくて、改善していけるような状況というのを作っているつもりで、更にそれを世に問うというのであれば、FSARであるとか、安全性向上制度、あれは届出ではあるけれど、ああいったものを存分に活用してほしいというのが、ずっと事業者に対して言い続けていることです。

○司会 それでは、一番後ろ、ワタライさん。その後、スズキさんでツカモトさんの順番でお願いします。

では、ワタライさんお願いします。

○記者 すみません、IWJのワタライです。

一つは、今のマツヌマさんの質問にちょっと関連するのかもしれないのですが、結果的に見ると、今回の東電の一連の審査というのは、ある意味、東電が事故を起こしたということがあって、最新の知見というか、最新の考え方が反映されているというふ

うに、そういうふうにも捉えられると思うのですね。その前から、実際に運営している原子力発電所事業者は、やはりその前の考え方が根底にあって、その上に新しい基準を乗せてきているわけですが、特に新たに再稼働をしようということになれば、この新規制基準をクリアしなければならないと、こういう認識が出てくると思うのですけれども、そういう意味では、今回出てきたものは、ある意味では安全基準として最新のものということが言えるのではないかと思うのですけれども、それを水平展開というか、先ほど既にお答えになっているとは思っているのですけれども、改めて。

- 更田委員長　そうですね、これは保安規定に限らず、設置変更許可の際にも、それから、あるいは設工認の場でもそうですけど、審査を進めるに従って新しい学びというか、より優れたもの、少しでも前と同じだからいいよと審査はしているわけではありませんから、当然、これだけ、あれだけ時間をかけて議論をしているわけですから、その都度新たな学びがあるケースもある。新たな学びを得るたびに、じゃあ過去のものに全部強制力を持って展開するかというと、これは先ほどもお答えしているように、必ずしもそうではない。中には、審査で得た経験を強制力を持って水平展開したケースもありますけれども、これはむしろそちらの方が例外であって、当然、これからも、これは新たに気づいたこと、新たな理解となったものだけど、安全を維持・向上させる上で、ほかに解がないほど重要なものだというふうに原子力規制委員会が思えば、それは他の施設に対して強制力を持って水平展開するということがあり得るだろうと思います。

ただし、多くの場合では、多くのケースでは、やはり、これは各事業者の主体的な判断に委ねられるべきものだというふうに思っています。

- 記者　ありがとうございます。もう一点なのですけれども、今までも委員長、事あるごとにおっしゃってはいたと思うのですけれども、ちょっとそもそも論になって恐縮なのですが、東京電力に関しては、特に柏崎に関しては、やはり、現実に福一の事故が収束していないということにもかかわらず、新たにということに対する、やっぱり社会の批判というのは根強いと思うのですけれども、今日改めて東京電力に委員長のほうから言っておくべきことというか、そういうことがございましたら、お願いしたいです。

- 更田委員長　そうですね、私はやはり東京電力が一つの主体性を持った存在としてあり続けることが重要で、分社化とか、社内カンパニーとか、いろいろ組織上の違いというのはありますけれども、福島第一原子力発電所の困難な廃炉作業を続けているのも、それから、柏崎刈羽原子力発電所を再び動かそうとしているのも、同じ主体なのだという事は、規制委員会は変わらずそういう目で東京電力を見ていきますし、それから、例えば、福島第一原子力発電所の廃炉作業に対して、人手不足の懸念というのを申し上げたことはありますけれども、これもなかなか定量化するのが難しい議論ではあるけれど、やはりトップは柏崎刈羽と福島第一と、更に言えば廃炉を進めようとしている福島第二と、こういった複数のサイトに対して責任を持つ一人の主体なので、まあ、特に福島第一原子力発電所の廃炉作業についてはリソースを惜しむことなく、また緊張感を、高い

緊張感を持ち続けて、まず東京電力にとって最も大事な事業なのだという意識を持って、進めてもらいたいというふうに思います。

○記者 ありがとうございます。

ちょっと重ねてなのですがすけれども、そうしますと、今後、一つはやはり廃炉の定義というのでしょうかね、廃炉というのはどういうことを指すのかということ、やはり早急に議論をして、一定の結論を出す必要があるのではないかとこのふうにも思うのですが、その辺はいかがでしょうか。

○更田委員長 廃炉というのが、どこまで行ったら、どこまで進んだら廃炉なのかという議論をこれは定義を試してみること、その定義をすることによって廃炉作業がうまく進むかというのは、私は、別物だと思っています。定義はできるでしょう。定義はできるのだけれども、じゃあ、その定義をしたから廃炉作業がその定義を定めたことによって加速する。あるいは円滑に進むということがあるだろうか。

廃炉といっても捉え方がいろいろありますけれども、不安定な状態にある核燃料物質あるいは汚染された物質をより安定した状態で持っていくということ、私たちはこれをもう再三強調していますが、まずこれを済ませてからだということですが、一方でそういった核燃料物質や汚染されたものを最後どういう形にするのかということ、それが多分廃炉の定義、廃炉終了の定義だと思いますけれども。

これは、東京電力福島第一原子力発電所と、それから事故によって被害を受けた周辺の市町村、福島県だけで解決できる問題では決してなくて。考えれば、努力すればあるものが消えてなくなるというわけではないので。留め置くのでなければどこかへ行くわけですが、どこかへ持っていきますという形の定義だったらできるのだけれども、そういった定義をすることが廃炉作業を、繰り返しますけど、加速したり、より円滑なものにするかどうかというものは疑問のあるところだろうと思っています。

○記者 ありがとうございます。

○司会 はい、では、スズキさん。真ん中。

○記者 新潟日報のスズキと申します。よろしくお願いします。

先ほど委員長も柏崎刈羽の部分なのですがすけれども、審査に相当する部分は一つのステップを超えたというような話をされておりますけれども、これちょっと基本的なことを伺いたいのなのですがすけれども、それによって東電がもう事故を起こさないというふうに言えるのかどうか、また、その柏崎刈羽がこれで安全というふうに言えるのかどうかという部分、根本的なところなのですがすけれども、まずそこを伺いたいのなのですがすけれども。

○更田委員長 安全についての審査を行ったり、検査をしたり、あるいは事業者の安全に対する活動を監視する立場は、様々な段階で常に事故は起こるものとして考えるのです。

例えば、今、各発電所の審査の中で行われているものって、事故の防止だけではなくて、事故の緩和、事故の影響の緩和もその非常に大きな要素として審査をしています。

緩和って何かといったら事故が起きたときにどうするかですから。

あらゆる工学的な技術についてそうであるけれども、安全についてこれだけ慎重に厳格に見なきゃならない対象に対して、これで事故は起きませんということは決して申し上げるべきものではないと思っています。事故の可能性は決してゼロになるわけではない。ですから、あらゆる施設に対して、事故の可能性がゼロになったと、これで事故になるわけではない。それから安全という言葉も人によって受け止め方が違いますけれども、私たちは安全ってなかなかその言葉自体も難しく、非常に簡単にその裏返して表現したほうは受け止めやすいところはあって危険でないこと。じゃあ、危険はゼロなのですかといったら、決してゼロではないし。

それからスリーマイルアイランドの2号機の事故の後に米国で、しばらく時間がたってから、米国で大きな議論になったのは、ハウ・セーフ・イズ・セーフ・イナフという、どれだけ安全だったら安全と言えるのかという問いが、これは、確率論的リスク評価を進める上での引き金になったわけですけど、結局、人の活動や生活に危害を及ぼす可能性のある技術については、決してその可能性がゼロになるわけじゃない。

ただ、じゃあ、一方でどこまでやれば十分なのかというのは大変に難しい議論です。いまだにその確率論的リスク評価を云々というけれど、いまだにそれは定量化できるものではないし、それから定量化したもので人によって受け入れるか、受け入れないかは個人の問題です。

一定の危険には、ある技術に対しては許容できるけれども、他の技術に関しては許容できないという人は幾らでもいるし、そう考えるのはその個人の自由なので。定量化だけでどこまで安全だったらいいのかというのはなかなか言えないですけど、質問に直接お答えするとしたら、私たちは事故の可能性がゼロになったわけではないというのが常に明確な答えですし、また安全についてもどこまで安全であればというのは、これはずっと追求し続ける問題であって、定量性をもって、ないしは危険は去りましたという意味での安全というふうに申し上げるつもりはありません。

○記者 そうしますと、それは柏崎刈羽にも同じことが言えるということですよ。

○更田委員長 もちろんです。

○記者 すみません、もう一つなのですけど、その柏崎刈羽の安全性を検証する新潟県の技術委員会なのですけれども、その保安規定ですとか、その工事計画についても確認したというふうな話があるのですけれども、それに対して規制委員会としてはどういうふうに対応をされていくのかということのところを伺いたいのですけれども。

○更田委員長 そうですね。これは、設置変更許可のケースとそう変わらないのだろうと思います。技術委員会、三つ委員会ありますよね。その三つのうちの委員会のいわゆる最近、報告書をまとめられた技術委員会、ナカジマさんが座長をやっているあの委員会だと思うのですけど。説明を求められれば、規制庁の職員が説明に出向くという形になるのではないかとこのように思います。

ただ、設工認も設工認のポイント等についてということはありませんけれども、設工認の大部分というのは事実確認であるので、余り技術的な議論になじまないかもしれません。

保安規定については、これは、こういった視点を持って確認をされるのかというのは飽くまで技術委員会の御判断だろうと思います。

○記者 そうしますと、その時期なのですけれども、それは相手側からの具体的にいついつ説明してほしいとか、そういうのがあれば、出向くというふうな考え方ですかね。

○更田委員長 そうだと思います。まだ、お話があるわけではありませんので、時期云々というのは申し上げられませんけれども。

○記者 それからあともう1点なのですけれども、この間の保安規定の議論なのですけれども、先ほど委員長も最初の出てきた変更案については首をかしげるところもあったけれども、ただ、そのあれですよ、レスポンスが的確で能力が高いという話をされていたのですけれども、裏を返せばそのレスポンスがなければ、自分から自主的に安全性についてのことをなかなか自分たちから考えてやるという姿勢が逆に弱いというふうにも取れると思うのですけれども、その辺り、結果的にこういう形で保安規定仕上がってきたわけですが、やはりもう最初の段階から東電が自主的にこういうふうにするのだというふうな意思を示す必要があったのかなと、そこがちょっと弱いのではないかという印象があるのですが、そのことも踏まえてどういうふうを考えていらっしゃるのか伺いたいのですけれども。

○更田委員長 確かにおっしゃる印象というのはよく理解できます。もちろん期待としては初めの段階から東京電力が主体性を持って自らの言葉できちんとした7項目に関するものを練り上げて、申請をしてくれるのがもちろん望ましいのだけども、一方で東京電力というのはこの10年近くの間、オリジナリティーというか、主体性のようなものを踏み出すと極めて厳しい批判にさらされるという状況にあったのも事実だと思うのです。

東京電力の立場を別におもんばかるわけではないけれど、東京電力って、今置かれている状況ではなかなかその最初のステップで、自らの主張であるとか、自らの独自性といったものをなかなか打ち出して行きにくい状況に置かれているというのは、理解できなくはないといったところですよ。

○司会 よろしいでしょうか。

では、ツカモトさんにお願いしますが、そのほかに御質問ある方はおられますか。

じゃあ、コツボさんとタケウチさんで、これで終わりにしたいと思います。

では、ツカモトさんお願いします。

○記者 毎日新聞のツカモトです。

今日の議題とちょっと関係ないのかもしれませんが、福島第一原発の汚染処理水についてお聞きしたいと思います。

先般、東京電力が再処理の試験を始めたということでしたけれども、一方で、タンクにたまっていく水の量というのが、期限を迎えるまでかなり迫ってきているような状況だと思います。改めて、よく政策的な話だというようなことを委員長おっしゃいますけれども、国内の政治がいろいろ動いている中で、なかなか政策的な意思決定がしにくい場面です。ずるずる続いているというような印象も私は受けるのですけれども、この辺の現状について、今どういうふうに考えているのでしょうか。

○更田委員長 まず、処理済水の処分方策についての意思決定ができるだけ早くなされることが東京電力福島第一原子力発電所の廃炉作業にとって重要であるということは改めて申し上げておきたいと思えます。

その上で、今、御質問の中に出てきましたけれども、タンクの中にある水を経済産業省の小委員会が挙げている処分方策で、海洋ないしは大気に放出するといったケースでも、タンクの中の水をそのまま放出すると言っているわけではなくて、海洋の場合十分な希釈を経てということですので、貯留している水に対して、放出する際の濃度水準を、何と言いますかね、濃度水準をもって議論するというのはなかなか不思議なところがあるというふうに思っています。ただ、いずれにせよ、トリチウム以外の核種をできるだけ多く除くということは好ましいことですから、今ある処理済水に対しても、再処理・再々処理といった努力が続けられるのは、これは東京電力の努力として当然のことだろうというふうに思っています。

ちょっと、質問のほうに戻りますけれども、タンクの貯留量が厳しい状況になっているのは、事実であるし、それから処分方策が決定された後もそれを具体化するため、あるいは設備を整えるための期間というのは、以前2年と申し上げたことがありますけれども、おおよそそのくらいかかるだろうと思っています。政府のほうも経済産業省も早く結論を得るといふことの重要性は認識をされていると思えますし、またそのように責任のある立場の方々には表明をされているので、努力が続けられて、そしてできるだけ多くの方の理解を得た上で処分方策ができるだけ早い時期に決まることを期待しています。

○記者 ちょっと確認なのですが、審査等でまた時間がかかるということを見越して、例えば、小委員会が示した方策を仮定して、あらかじめちょっと東京電力と議論をするとかそういうことは今のところは考えていませんか。そこまでせっぱ詰まっているわけではないという考えですかね。

○更田委員長 様々なケースでこういった事情というのはあるのですが、ステークホルダーの了解が得られないとなかなか具体的な方策について規制当局に対して提案できないというような事情が事業者にはありますので、そういった意味で、詳細な方策について、私たち東京電力から聞いているわけではありませんし、また、処分方策が決定される前にこうなった場合はどうするのという形で東京電力に問うということは、それがために、意思決定が遅れてしまうというような懸念もなくはないので、やはり、処分方策が明確に決定をされてから、彼らの提案というのを聞いていくことになるだろうと思

います。

○記者 KKの保安規定の話につながるのかなと思うのですが、汚染処理水の話だけで、これだけこう何というのですかね、議論がずっと繰り返されている状況で、果たして東京電力が福島第一原発の廃炉をやり切るというような表現が保安規定で定められた基本姿勢を満たすということが、やっぱりイメージがどうしても私は湧かないのですが、その辺について、委員長はどういうふうにお考えですか。

○更田委員長 これは湧かないと言われる方がおられることも十分に理解ができます。というのは、例えば、廃炉をやり切るといってもその廃炉という言葉が、じゃあ、どう定義されているのですかと。先ほどワタライさんの質問にもありましたよね。廃炉ってどこまでのことを指しているのですか。ですから、更に言えばやり切るにしてもそうだけど、精神規定にすぎないじゃないかというふうに思われる方いると思います。

しかしながら、じゃあ保安規定の中で廃炉を定義してやって、それをやり切るというのはこういうことだよというふうに抑え込んでいくということが現実的だとも私は思わなくて、ああいった形の表現であっても保安規定に姿勢として書かれているということはその他の文章に対しても影響を及ぼすものであるし、一定の意味があるのだろうというふうには思っています。

ただし、繰り返すようだけれども、具体的なイメージが湧かないであるとか、それから何をもって廃炉といい、何をもってやり切るといいといったような疑問を持たれる方が多いということは、これは十分に理解ができるし、しかし、それでもなお、ああいった記述が保安規定に記されているということに価値があるのだというふうには私は思っています。

○記者 今の点でもう1回、過去質問が出ていた話かとも思うのですが、今後、汚染処理水の問題にかかわらず、福島第一原発事故の廃炉作業の進捗において、何かしらトラブルであるとか、遅延があった場合にそれが柏崎刈羽原発の再稼働において、何らかの制限がかかる、それは保安規定を論拠にするということはあるというふうにお考えなのでしょうか。

○更田委員長 あると思います。それは必ずしもトラブルであるとか、廃棄物がどこに行く、ここに行くという話ではなくて、むしろ象徴的なのは柏崎刈羽に比べて、福島第一の廃炉に十分な投資がなされていないとか、主に人的なものですが、福島第一の廃炉が人手不足でてんでこ舞いしているのにというような状況は、私は東京電力が生んではならないと思っていますし、あれはあれ、これはこれとは言わせないというのはもう何年も前に発言をした、まだ委員長になる前での発言ですけど、おっしゃったような可能性は決して否定するものではありません。

○記者 ありがとうございます。

○司会 じゃあ、コツボさんお願いします。

○記者 朝日新聞のコツボです。よろしくをお願いします。

保安規定の関係で私もお願いします。規制委の側にも、やはり監視して守らせる責任というものがかなりあるのではないかというふうに思うのですが、それについて、率直にどのように受け止めていらっしゃいますか。

○更田委員長 監視してというのは、その監視の範囲ですけれども、お尋ねになっているのはむしろ、今の7つの約束、7項目に関するような、その他の部分に関していうと、他の事業所等の保安規定の監視というのはもちろん私たちの責任です。

それから7つの項目でも先ほどの質問にお答えをしたようにやはり信義にもとるといえるか、大きく、今、保安規定に記された内容にもとるような行動があれば、これはその是正を東京電力に求めていくし、ただし繰り返しますけれども、定量的な線をもって、あるいは定量的な物差し、指標をもって私たちはそれを審査することができるわけではないので、難しさは十分に認識をしていますけれども、事故の当事者である東京電力の姿勢、安全に対する姿勢、それから、その透明性であるとか、様々なビヘイビアを見ていくというのは、これはおっしゃるように規制委員会として責任を負うものだというふうに考えております。

○記者 その責任というところについて、委員長、今、おっしゃっている中でも少し感じ取れる部分ではあるのですが、その行政機関として果たすべき責任と、その要は福島第一原発事故の反省を下に立ち上がった組織ではないかというその社会的な規制委に対して求められている社会的責任とでも言いましょうか、そういったものって、以前も少し伺いましたが、多少何か違うというか、あるいは範囲がより広がったりするかどうかと思うのですが、その辺りについて受け止め、いま一度お聞かせいただけますか。

○更田委員長 確かに行政機関である規制当局が持つ責任と、それから、ここまで来るとかなり曖昧というか漠然とした表現になりますけど、社会による監視であるとか、それからこの場で言えばというのはあれかもだけど、メディアの責任であったり、結局何らかの権限なり、何らかの権力を持つ主体というのは、一方で責任を負うわけで、そういった意味では、例えば、災害であるとか、事故というものの責任というのは、一つの主体だけではなくて様々なものが責任を負うというのは、事実ではありますけれども、一方で余りにこの議論を強調してしまうと責任を有する主体を曖昧にしてしまうところもあって、原子力の世界でも随分議論をされてきたところでもありますけれども、例えば、事故に関して、あるいは安全に関してはこれはIAEAでの議論ですけど、安全原則の中に安全に対する一義的な責任は事業者にあるという、随分長い議論を経てこういったものが安全原則として掲げられています。ですから、飽くまで特定の施設自らが有する施設の安全に関する責任というのは一義的に事業者にあるというのはこれは国際的な通念としての原則ではありますけれども、一方で規制当局は規制当局で当然ながら責任を負いますし、社会やメディアの責任というのも、あるのだろうというふうには思います。

まあ、難しい議論ですね。これはね。

○記者 分かりました。

最後に、ちょっと今のと関連する部分なのですが、要はその東電がこの再稼働をする適格性はあるということは今日の議論で認められたと思うのですが、再稼働をさせてよいのかというその政策判断に関しては不在なのですが、これが必要だと思われたことはないでしょうかということと、あともう1点、要は今のメディアとか様々な主体がそれに持つ責任を持って、関わっていくという部分、要は今ってある意味規制委に任せれば大丈夫という何か別の安全神話みたいなものを感じるようなこともあるのですが、この2点について受け止めをお願いできますか。

○更田委員長 まず、柏崎刈羽を電源として利用しようとする意思決定というのは、意思決定なり判断というのは、余りその明示されていないというか、明確に示されていないけれども、私たちの審査より先に、前になされているのだというふうに理解をしています。ただ、余りはっきりこう言われたい、伝えられたいけれど。というのは、私たちはこの施設を使うのだという、また、この施設を利用することが、国や社会にとって利益があるのだという正当化のプロセスがあって、その次の段階として、私たちは、じゃあ、安全のレベルが十分なものになっているかという審査をしている。設置変更許可の場合はその設置変更許可が終わった段階で、当然その正当化が明確になされているもの場合は、もちろん、殊更にそれを明示して問うようなことをしていませんけれども、最近の例で言えば、日本原燃の六ヶ所再処理施設の際にこれはもうきちんと正当化されているのですよねというような旨のことを経済産業大臣の意見を問う際に行っています。

確かにおっしゃるように、各施設の利用を、私たちが正当化しているわけではないというのは、規制当局は、規制当局としての権限を越えた行動ができるわけではありませんし、その施設を利用する、しないの判断、利用しようという判断というのは、政策主体として、原子力発電所の場合であれば、経済産業省が主体となってその判断をしているのですが、政策が規制委員会が認めたところは、こうしますという形で表現されているので、あたかもその規制当局が正当化に対する責任も負っているかのような状況が生まれてしまっているというような見る向きもあるのは事実です。それは、私の前の田中委員長も同じようなことをおっしゃっていたというふうに思いますけれども、正当化の主体とそれから規制当局とを混同してしまうような議論というのは決してためにならないというふうには思います。

○司会 それでは、最後、タケウチさんでお願いします。一番後ろです。

○記者 すみません、共同通信のタケウチです。

KKの保安規定で最後に1点だけなのですが、今回の東電での保安規定を見ているとかなり具体的に示されていて、特に曖昧なリスクも含めて集めて社長に上げさせて、その安全優先で決定をして、その過程も外部に発信するというような、これは原発事業者であれば、基本だと思えますし、そもそもこうあって、こうあるものではなかったのかなと

思うようなものなののですが、ちょっと過程になってしまうのですが、逆にこれがきちんと明示されていれば1F事故がどうあったのだろうかとちょっと思ってしまうところがあるのですが、津波は自然現象ですから来るでしょうが、そうなったときに、東電はそのときにどんな対策が取れていたか、と、ちょっとイメージみたいなものなののですが、もしお持ちのものがあればと思うのですが。

○更田委員長 そうですね。なかなかこれ、そうだな……

東京電力福島第一原子力発電所事故の以前から、そのときそのときに議論されている技術的な内容がトップに伝わっていて、トップの意見なり判断を仰ぐような形になっていて、それでは、どういった対策が取れたらどうかと、これは難しいところだというふうには思います。そして、確かに東京電力福島第一原子力発電所に事故以前に改善を図っておくべき余地があった部分もあるだろうけど、一方で、それと、災害の規模というのが極めて大きかったのも、それと事故が防げたかどうかという議論はまた別物だというふうに思いますし、これは委員会や委員長としてではなくて、技術者として思いますけれども、あの時点での判断で、何らかの事故への対策が取り得たかもしれないけれども、事故が防げたとはちょっと考えにくいですね。東日本大震災以前にあの規模の津波を予測して、それに耐えられるだけの対策をとというのは、なかなか考えにくいと思います。

○記者 ちょっとあえてお伺いしたかったのは、例えば、もうちょっと防潮堤を、全部完全に防げるほどの防潮堤を造れというのは無理かもしれないですが、例えば緩和の何かしらバックアップを持っていたりとかそういうことはあり得たのかなと思っていたのですが、その辺も含めてどうでしょうかね。

○更田委員長 バックアップを持っていたとしてもという場合ですけど、恐らくあの時点で考えつくようなバックアップってDGを車両に乗せて、山の上へ置いておくというような対策だったと思うのですが、あの事故のときというのは、母線からそれからメタクラから要するに配電盤から、それから電力を供給する母線から全部水につかりましたので、いわゆる、ちょっとやそっとのモバイルを山の上に置いていたとしても、なかなか難しかったらうと思います。

あらかじめ、あれだけの水深につかるということを考えておかないと、直接ポンプや直接モーターに対して電力を供給するようなパスを備えてないと、別途電源車なんかを持っていたとしても、役に立ちませんし、しかもあれだけの地震・余震に襲われている状況でしたので、後づけでは何とでも言えるけれどということはあるのですが、東日本大震災以前にあれに耐えるような対策をとというのはなかなか難しかったらうというふうに思います。

○記者 そういう意味で、今回の保安規定をつくって、じゃあどうなるというところでは、やはりそのリスクを把握するにもやっぱり限界があって、対策にもある程度やっぱり限界があるというのがそれが大前提でこれからの経験の運用なり、ほかの事業者か

もしれないですけど、そこはやはり1Fのようないわゆる想定外が来たら当然対応はできないということになるのですか。

○更田委員長 これは繰り返し申し上げていることですが、その安全の対策に終わりはなく、さらに、想定外がないというふうに考える日はこないのですね。何かを考えれば、集合は全体にどんどん大きくなっていくかもしれないけど、必ず補集合は存在して、想定外は常にあると考えて、私たちは規制に当たるべきだし、事業者は運用に当たるべきだし。

ただし、要求が青天井になるわけではないし、対策も青天井の対策が取れるわけではない。危険は常に残るのだという意識は、これは消えることはないというのは、先ほど既にお答えしたことと重なるところは多いですけども、事故の可能性というのは常にゼロにはならないし、永久にゼロにはならないし、その意識で私たちは今後も柏崎刈羽だけではなくて全ての施設を見ていくことになると思っています。

○記者 そういう意味では、今回の保安規定は想定外はもちろんなくなるにしろ、想定外をなるべく減らすような規定の仕組みになったというような理解で。

○更田委員長 水準は高まっていると思います。

○記者 分かりました。ありがとうございます。

○司会 それでは、本日の会見は以上としたいと思います。ありがとうございました。

—了—